

宇治市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和7年3月31日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

堀 明人

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

## 第2 監査の対象

危機管理室及び産業観光部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

使用料収入状況（産業振興課、観光振興課）

企業立地促進条例の操業支援助成金返還金収入状況（産業振興課）

委託料支出状況（危機管理室、産業振興課、観光振興課）

工事請負費支出状況（産業振興課、観光振興課）

補助金支出状況（危機管理室、産業振興課、観光振興課）

備品管理状況（危機管理室、観光振興課）

## 第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

## 第4 監査の主な実施内容

この監査は、危機管理室、産業観光部産業振興課、観光振興課における事務事業のうち、主として令和6年4月1日から令和6年11月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

## 第5 監査の実施場所及び日程

令和7年1月6日から31日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和7年2月21日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

## 第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので改善されたい。特に指摘す

る事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

## 記

### 1 危機管理室

- (1) 委託料支出について  
適正に処理されていた。
- (2) 補助金支出状況について  
適正に処理されていた。
- (3) 備品管理状況について  
適正に管理されていた。

### 2 産業振興課

- (1) 使用料収入状況について  
適正に処理されていた。
- (2) 企業立地促進条例の操業支援助成金の返還金収入状況について  
適正に処理されていた。
- (3) 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。
- (4) 工事請負費支出状況について  
適正に処理されていた。
- (5) 補助金支出状況について  
適正に処理されていた。

### 3 観光振興課

- (1) 使用料収入状況について  
観光センター使用料について、入金が遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努めるとともに、宇治市観光協会への指導・監督を徹底されたい。
- (2) 委託料支出状況について  
おおむね適正に処理されていた。
- (3) 工事請負費支出状況について  
適正に処理されていた。

- (4) 補助金支出状況について  
適正に処理されていた。
- (5) 備品管理状況について  
適正に管理されていた。